



手続きはお済みですか？

— 幼児教育・保育無償化に伴う利用料および待機児童支援助成金の申請について — (令和4年1月～3月分)

☎ 子育て支援課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152・154)

次の利用料無償化や待機児童支援助成金の対象となっている人は、3か月ごとの手続きが必要です。

利用料などの種類	必要な手続き	締め切り
①届出保育施設の利用料	1～3月分利用料償還払いの申請	申請書提出締切 4月28日(木)
②私立幼稚園の預かり保育利用料	※①～③の利用料無償化の対象となるためには、事前に認定を受ける必要があります。	
③認定こども園1号の預かり保育利用料	※認定を受けた後の償還払いの申請について、詳しくは、認定通知書に同封した書類をご覧ください。	
④待機児童支援助成金	1～3月分の助成金申請 継続して対象の人には、前回の(不)交付決定通知書に申請書を同封しています。 初めて申請する人、前回申請していない人は、役場 子育て支援課で申請書を受け取ってください。 ※①に該当する人で、認可保育園が待機となっており、届出保育施設利用料が無償化の限度額を超える人は、その差額を④で申請してください。 例) 届出保育施設に通園 毎月 基本保育料48,000円を支払い ①で42,000円(3歳未満児上限額)まで無償→園に申請 差額の6千円を④で申請→役場へ申請	

※いずれも、申請の対象かどうかわからないなどご不明な点がございましたら、子育て支援課へお問い合わせください。



コミュニティバス 運賃無料化終了のお知らせ

☎ まちづくり課 ☎ 932-1153(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線342)

新型コロナウイルスのワクチン接種を促進するための支援として、令和3年6月から期間限定でコミュニティバスの運賃を無料で運行していましたが、3月31日(木)をもって終了しました。**4月1日(金)からは有料**となりましたので、コミュニティバスをご利用の際は、ご注意くださいますようお願いいたします。

なお、小学生以下の子どもや、65歳以上の人ならびに障がいのある人(減免証や介護保険証、障害者手帳などの提示が必要)は、引き続き無料でご乗車いただけます。65歳以上の人ならびに障がいのある人に対しては、介護保険証や障害者手帳などに代わるものとして「須恵町コミュニティバス料金減免証」を発行しています。発行を希望される場合は、年齢がわかるもの(健康保険証など)をお持ちの上、役場庁舎3階のまちづくり課までお越しください。

▶乗車料金
一回の乗車につき、100円



こども発達相談の療育指導員を募集しています

☎ こども発達相談 ☎ 080-7179-9421(直通) ☎ 子育て支援課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン)

須恵町こども発達相談で勤務する会計年度任用職員(非常勤の公務員)を募集しています。詳しくは次のとおりです。また、採用にあたっては随時、面接を行います。

- ▶条件 言語聴覚士または作業療法士の資格をお持ちで幼児の教育に興味がある人
- ▶勤務時間 8時30分～17時(月曜～金曜) ※1時間は休憩
- ▶給与 時給 1,292円
- ▶勤務日数 月に21日程度
- ▶勤務場所 須恵町こども発達相談(須恵中学校内)
- ▶勤務開始 令和4年4月以降
- ▶各種手当・保険など 通勤手当、期末手当(賞与)有り
健康保険・厚生年金・雇用保険の適用
任用期間に応じて年次有給休暇を付与
- ▶提出書類 ①須恵町会計年度任用職員履歴書
②該当する職種の資格証(免許証)の写し
- ▶提出先 須恵町役場 子育て支援課(役場1階4番窓口)



固定資産の縦覧と閲覧を行います

☎ 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線136、140)

令和4年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧と、課税台帳(名寄帳)の閲覧を行います。

- ▶期日
 - ・縦覧 4月1日(金)～5月31日(火)(土・日・祝日は除く)
 - ・閲覧 4月1日(金)～(土・日・祝日は除く)
- ▶時間 8時30分～17時15分
- ▶場所 税務課
- ▶その他
 - ・縦覧や閲覧ができる人は、固定資産税納税者などに限られます。
 - ・納税者本人以外が申請するときは、本人からの委任状が必要です。
 - ・来庁者本人が確認できる運転免許証などの書類が必要です。
- ▶縦覧・閲覧の役割
 - ・土地または家屋を所有する納税者は、縦覧帳簿で所有する資産と同一区内にある土地の評価額または家屋の評価額とを、比較することができます(土地のみの所有者は土地についてのみ、家屋のみの所有者は家屋についてのみ縦覧が可能です)。
 - ・課税台帳(名寄帳)の閲覧で、所有する固定資産(土地、家屋、償却資産)を確認することができます。



食生活改善推進員 養成教室生募集

☎ 健康増進課 ☎ 687-1530(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線167)

栄養・衛生・運動そして調理実習を取り入れた教室を開催します。食を通じた健康づくりについて一緒に考えて学んでみませんか？

養成教室は託児室も設けますので、お子さん連れでお気軽に受講できます。

なお、託児数に限りがありますので申し込み多数の場合は、相談させていただきます。詳しくは、健康増進課までお尋ねください。

▶開催日 6月～令和5年3月の第3水曜
6月15日(水)開講式

▶時間 10時～14時
▶場所 保健センター 2階
▶対象者 町内在住者 12人
▶受講料 無料
▶申込締切 5月16日(月)

※教室終了後は須恵町食生活改善推進員として活動します。現在約120人の推進員(ヘルスメイト)の皆さんが活動されています。須恵町食生活改善推進員とは、生活習慣病予防、高齢者の低栄養予防、子どもの食育など食を通じた、健康づくりの活動をしているボランティア組織です。

受講生が養成教室で作られた料理を一部ご紹介いたします♪



開講式のメディカルハーブ料理 12月教室 ツリーパン



ブロック塀等撤去費補助事業

☎ 都市整備課 ☎ 932-1450(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線223)

通学路や災害時の避難路の安全と通行を確保するため、地震による倒壊の危険性が高いブロック塀などを撤去する際、補助要件を満たしていれば、最大16万円を補助します。補助を受けるには、事前の相談が必要です。

- ▶補助要件 日本建築学会作成の診断カルテで診断した結果、総合評価が40点未満で危険と判断されるブロック塀などの全部または一部撤去にかかる経費
- ▶補助対象となるブロック塀など 通学路のほか、災害時の安全や通行を確保する必要がある道路に面する、高さが1m以上のブロック塀など
- ▶対象者 ブロック塀などの所有者または管理者
- ▶補助額 補助対象となる工事費(撤去に要する経費)の3分の2または16万円のどちらか低い額とします。

※倒壊の危険性がない場合や門柱、門扉、フェンス、ブロックなどの土留め部分、再建築に係る工事経費は対象外です。
※ブロック塀等撤去費補助事業は、令和6年3月まで行います。

